保険料率の３月改定に向けた広報の方針について（協会本部、徳島支部）

新しい都道府県毎の保険料率の適用は、一般の被保険者は３月分（４月納付）から、任意継続被保険者は４月分から

	１月	２月	３月	４月
	料率変更の認可前	認可後（料率の正式決定後）		
ホームページ 社会保険とくしま 等	●料率引上げの見通し	●料率変更について（2 月初旬ホームページ） ●料率変更について（2/20、3/20,4/20 号社会保険とくしま）予定 ●料率変更について（2/20 号徳島商工会議所だより）予定		
関係団体・メディア	● 料率引上げに向けて理解をいただくための取組み	●料率変更について（3/中新聞広報）予定 ●事業主・事業主団体、健康保険委員の集まる機会を活用したきめ細かな説明（１月初旬より） ●地域の関係団体や報道機関等への情報発信の協力依頼（１月初旬より） ●健康保険委員等の協力による加入者、事業主の方への周知（２月中旬予定）		
加入者・事業主・ 任意継続被保険者 へのお知らせ		リーフレット（A3） チラシ（料額表 A4） ※財政事情、保険料率引上げ幅圧縮のための取組み等を分かり易く説明 ● (2/中旬)全事業所(約 160 万か所）及び全任意継続被保険者（約 50 万人）に送付 加入者へは事業所を通じて周知 ● 関係機関・関係団体等に送付 ● 都道府県支部の窓口等で配布 ポスター（A2） ● 都道府県支部の窓口等に掲示、関係機関等に送付	納入告知書 へチラシ(料額表)同封 任継納付書 へチラシ同封	納入告知書 へチラシ（料額表）同封 任継納付書 ※変更後料率	納入告知書 ※変更後料率